

県南広域振興局長告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月18日

県南広域振興局長 細川倫史

1 就任

監事

佐々木 勝 司	花巻市石鳥谷町新堀第21地割23番地
佐 藤 澄 夫	〃 〃 関口第5地割21番地
小山田 哲 夫	〃 〃 新堀第24地割81番地

2 退任

監事

晴 山 友 博	花巻市石鳥谷町滝田第11地割4番地
佐々木 勝 司	〃 〃 新堀第21地割23番地
佐 藤 澄 夫	〃 〃 関口第5地割21番地